



一般防火対象物(法第17条関係)における消防用設備等の設置対象物早見表(2)

注:本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した消防法施行令の関係条文を参照願います。

Main table with columns for fire equipment types (Sprinkler, Water mist, etc.), fire object categories (Theater, School, etc.), and specific fire protection measures. Includes detailed notes at the bottom regarding application conditions and exemptions.

一般防火対象物(法第17条関係)における消防用設備等の設置対象物早見表(3)

注:本早見表は法令の規定を簡潔に記載しています。正確かつ詳細な規定は、表に記載した消防法施行令の関係条文を参照願います。

消防用設備等の種類 防火対象物の別 (網掛け:特定防火対象物)	警報設備															防火対象物の別					
	自動火災報知設備 令第21条									ガス漏れ火災警報設備 令第21条の2		漏電火災警報器 令第22条		消防機関へ通報する火災報知設備 令第23条			非常警報器具・非常警報設備 令第24条				
	一般	特定1階段等防火対象物(※1)	地階無窓階	地階・無窓階または3階以上の階	駐車場の用に供する部分の階	11階以上の階	道路の用に供される部分(※2)	通信機器室	指定可燃物	一般	温泉採取設備	一般	契約電流量	延べ面積(m <sup>2</sup> 以上)	収容人員(人)		非常警報器具(※3)	非常ベル、自動式サイレンまたは放送設備(※4)	非常ベル+放送設備または自動式サイレン+放送設備(※5)		
	延べ面積(m <sup>2</sup> 以上)		床面積(m <sup>2</sup> 以上)	床面積(m <sup>2</sup> 以上)			床面積(m <sup>2</sup> 以上)	床面積(m <sup>2</sup> 以上)							収容人員(人)		収容人員(人以上)	収容人員(人以上)	収容人員(人以上)	階数	
(1) イ 劇場、映画館、演芸場または観覧場 ロ 公会堂または集会場	300		100						危政令別表第四で定める数量の五〇〇倍以上貯蔵し、または取り扱うもの	内部に温泉の採取のための設備で規則第24条の2の2第3項で定めるものが設置されているもの	(1) イ	300	500(注5)		50			二	(1) イ		
(2) ハ 性風俗関連特殊営業を営む店舗等 ニ カラオケボックス等											全部								全部		
(3) イ 待合、料理店等 ロ 飲食店	300		100								(3) イ	150	1,000(注5)		20以上50未満				(3) イ		
(4) 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗または展示場											全部								全部		
(5) イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの ロ 寄宿舎、下宿または共同住宅	500								地階または2階以上の階のうち、駐車場の用に供する部分の床面積が200m <sup>2</sup> 以上のもの(注2)	全部	屋上:600 その他:400	500							(5) イ		
(6) イ 病院、診療所または助産所 ロ 老人短期入所施設、養護老人ホーム等 ハ 老人デイサービスセンター等 ニ 幼稚園または特別支援学校	300	全部	全部																		
(7) 小学校、中学校、高等学校、大学等	500								地階で床面積合計1,000m <sup>2</sup> 以上	全部	500								(7) イ		
(8) 図書館、博物館、美術館等	200	全部																			
(9) イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場	500			300					地階で床面積合計1,000m <sup>2</sup> 以上	全部	150	1,000(注5)	20以上50未満		20				(9) イ		
(10) 車両の停車場または船舶もしくは航空機の発着場	1,000																				
(11) 神社、寺院、教会等	500								地階の床面積1,000m <sup>2</sup> 以上、特定用途部分床面積500m <sup>2</sup> 以上(注3)	全部	300	500(注5)	20以上50未満						(11) イ		
(12) イ 工場または作業場 ロ 映画スタジオまたはテレビスタジオ	1,000																				
(13) イ 自動車庫または駐車場 ロ 飛行機または回転翼航空機の格納庫	500								延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上で、かつ、特定用途部分の床面積の合計が500m <sup>2</sup> 以上のもの	全部	1,000	1,000(注5)							(13) イ		
(14) 倉庫	300	全部																			
(15) 前各項に該当しない事業場	300	全部							延べ面積1000m <sup>2</sup> 以上	全部	300	500(注5)							(15) イ		
(16) イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が特定用途に供されているもの ★ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物	500	全部																			
(16)2 地下街	300	全部							延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上で、かつ、特定用途部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの	全部	300	500(注5)							(16)2 イ		
(16)3 準地下街	500	全部																			
(17) 重要文化財等	500								延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上で、かつ、特定用途部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの	全部	1,000	1,000(注5)							(17) イ		
(18) 延長50メートル以上のアーケード	1,000																				
(19) 市町村長の指定する山林	500								延べ面積1,000m <sup>2</sup> 以上で、かつ、特定用途部分の床面積の合計が300m <sup>2</sup> 以上のもの	全部	300	500(注5)							(19) イ		
(20) 総務省令で定める舟車	300	全部																			

